

記入例

【売上高減少額 算定様式】 ※ 大企業・中小企業・個人事業主が選択可能

※売上高は消費税及び地方消費税を除きます。

※売上高はテイクアウト、デリバリー及び飲食業に合わせて行う物品販売にかかるものを除きます。

(単位: 円)

令和元年又は令和2年いずれかの6月の売上高 4,000,000	+	令和元年又は令和2年いずれかの7月の売上高 4,000,000	=	(A) 令和元年又は令和2年いずれかの6~7月の売上高 8,000,000		
令和3年6月の売上高 2,500,000	+	令和3年7月の売上高 2,000,000	=	令和3年6~7月の売上高 4,500,000		
令和元年又は令和2年いずれかの6~7月の売上高 8,000,000	-	令和3年6~7月の売上高 4,500,000	=	売上高減少額 3,500,000		
売上高減少額 3,500,000	÷	61日	×	0.4	=	協力金 日額(端数処理前) 22,951
協力金 日額 23,000	×	協力日数 21	=	当該店舗の申請額(★) 483,000		

「20万円」か「(A)÷61×0.3」が上限  
(千円未満の端数は千円単位に切上)

【県内全域】

売上高減少額方式は措置区域内か区域外かにかかわらず、共通の算定方法になります。

ただし、その他地域の店舗については上限額は20万円か前年又は前々年の6月及び7月の1日当たり売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額となります。